

「分かりやすい山村振興計画の作り方 <sup>さくせいのおぼ</sup> 作成要領」について

令和4年6月

全国山村振興連盟

振興山村市町村は山村振興法第8条の規定に基づき山村振興計画を作成することができることになっています。

山村振興計画に基づく事業については、国の助成その他の措置が講じられることになっています。

山村振興計画を作成していない振興山村市町村においては、山村振興を計画的に進めるためにも、山村振興計画を作成するのが望ましいと思います。

このため、今回、全国山村振興連盟では、農林水産省農村振興局地域振興課のアドバイスを得て、「**分かりやすい山村振興計画の作り方 作成要領**」をとりまとめましたので、これを参考に山村振興計画を作成していただきたいと思います。

なお、山村振興計画の作成・変更に関するお問合せは、下記又は近くの地方農政局（農村計画課山村振興担当）へ行って下さい。

農林水産省地域振興課調査調整班

03 - 6744 - 2498